



様式第4号(第3条関係)

## 公文書非公開決定通知書

滋感対第355号  
令和3年6月7日

滋賀県知事 三日月 大造



令和3年5月31日付けで請求のありました公文書の公開については、滋賀県情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の公開をしないことに決定しましたので通知します。

1 請求のあった公文書の名称 または内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県内の新型コロナウイルス感染症の累計感染者数4,792名（令和3年5月23日現在）が、新型コロナウイルスに感染したという科学的根拠のあるエビデンス</li> <li>・滋賀県内の新型コロナウイルス感染症の死亡者75名（令和3年5月23日現在）は、新型コロナウイルス感染症が死因であるという科学的根拠のあるエビデンス</li> </ul>
2 公文書公開請求書の收受年月日および收受番号	令和3年5月31日 收受番号245番
3 公文書の公開をしない理由	請求に係る公文書が存在しない
4 3の理由が消滅する期日	年 月 日
5 担当部課等	健康医療福祉部感染症対策課 電話番号 077 528 — 3578

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、これらの期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、これらの期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 4の欄は、請求のあった公文書について公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、公文書の公開を希望される場合は、その日以後に新たに公文書公開請求書を提出してください。